

# Ⅰ 気候変動への対応



## Ⅰ 現況

### (1) 地球温暖化のしくみとその影響

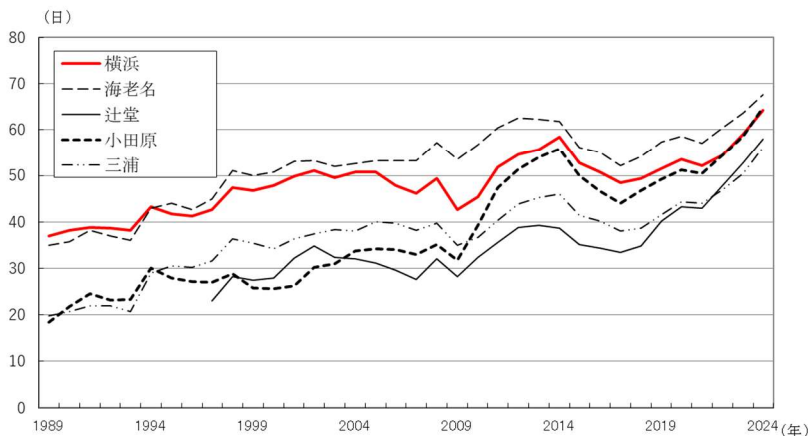
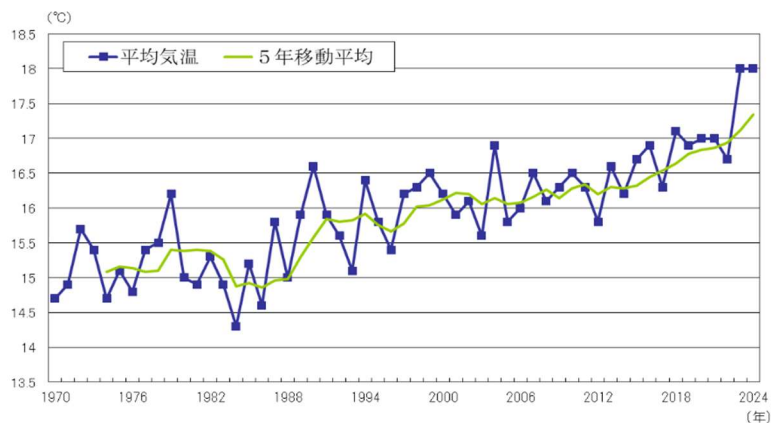
地球の温度は、太陽からの熱と、それによって暖められて地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地表から宇宙へ放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴って化石燃料が大量に燃やされるようになり、温室効果ガスの排出量が急激に増加しています。大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命以前の280ppm程度から、400ppmを超えるまでに上昇しています。

その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が高まって、地球の気温が全体的に上昇し、「地球温暖化」と呼ばれる現象が進んでいます。

近年、地球温暖化等の気候変動による自然災害の頻発・激甚化や生態系への影響、高温による農作物の生育不良、熱中症搬送者数の増加、感染症拡大のリスク増大等の影響が既に現れており、今後、温暖化が進むと、更に深刻な影響が及ぶと予測されています。

横浜地方気象台における  
平均気温の変化（5年移動平均）



県内の真夏日の日数の変化  
（5年移動平均）

## (2) 気候変動をめぐる社会的動向

2015年に採択された「パリ協定」<sup>1</sup>における1.5°Cの努力目標<sup>1</sup>を達成するためには、2050年頃までに世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロ<sup>2</sup>（脱炭素社会）にする必要があるとされています。

このことから、「2050年脱炭素社会の実現」は世界的な潮流となっており、日本においても、国や多くの自治体、企業等が脱炭素社会を目指すことを表明しています。

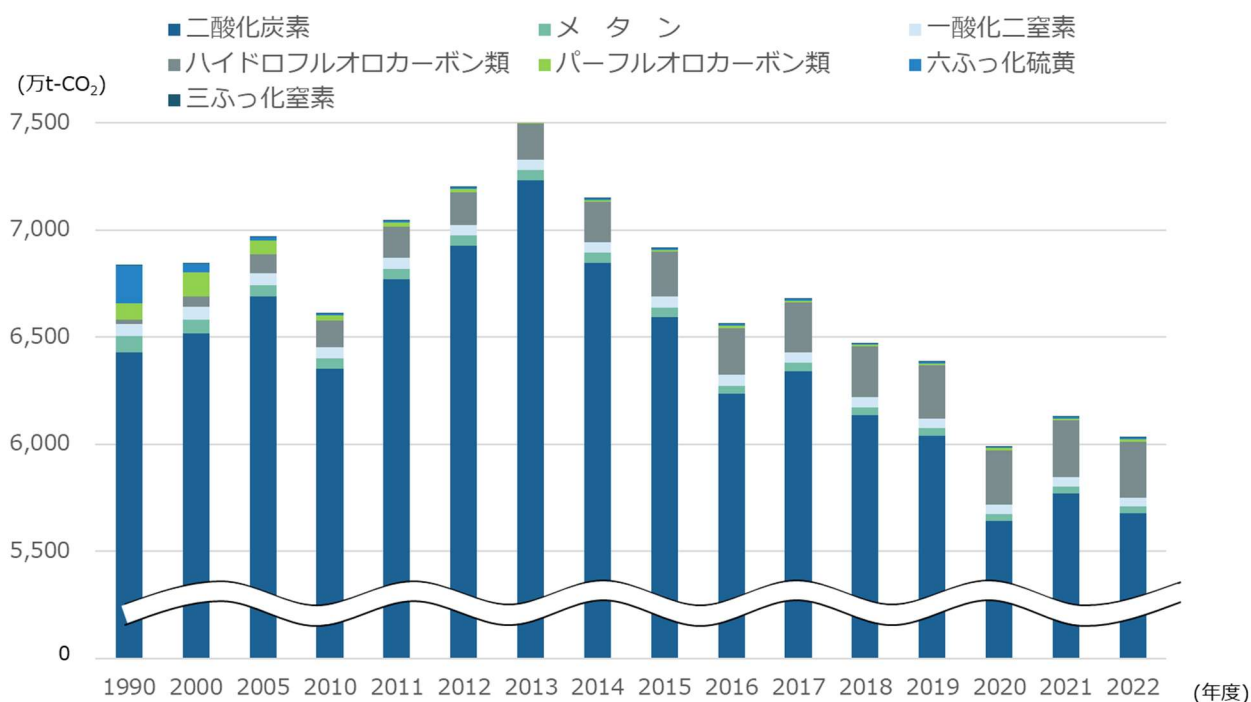
本県も2019年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明し、さらに、近年の異常気象の発生状況等への危機感から、2020年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を行いました。

2050年脱炭素社会の実現という高い目標の達成に向けては、多様化する様々な地域課題の解決と合わせて、温室効果ガスの排出削減の取組などを、より一層進めていく必要があります。

## (3) 神奈川県内の温室効果ガスの排出状況

2022年度（速報値）の温室効果ガス排出量<sup>3</sup>は6,031万t-CO<sub>2</sub>で、2013年度比で19.7%減少しています。

県内の温室効果ガス排出量の推移

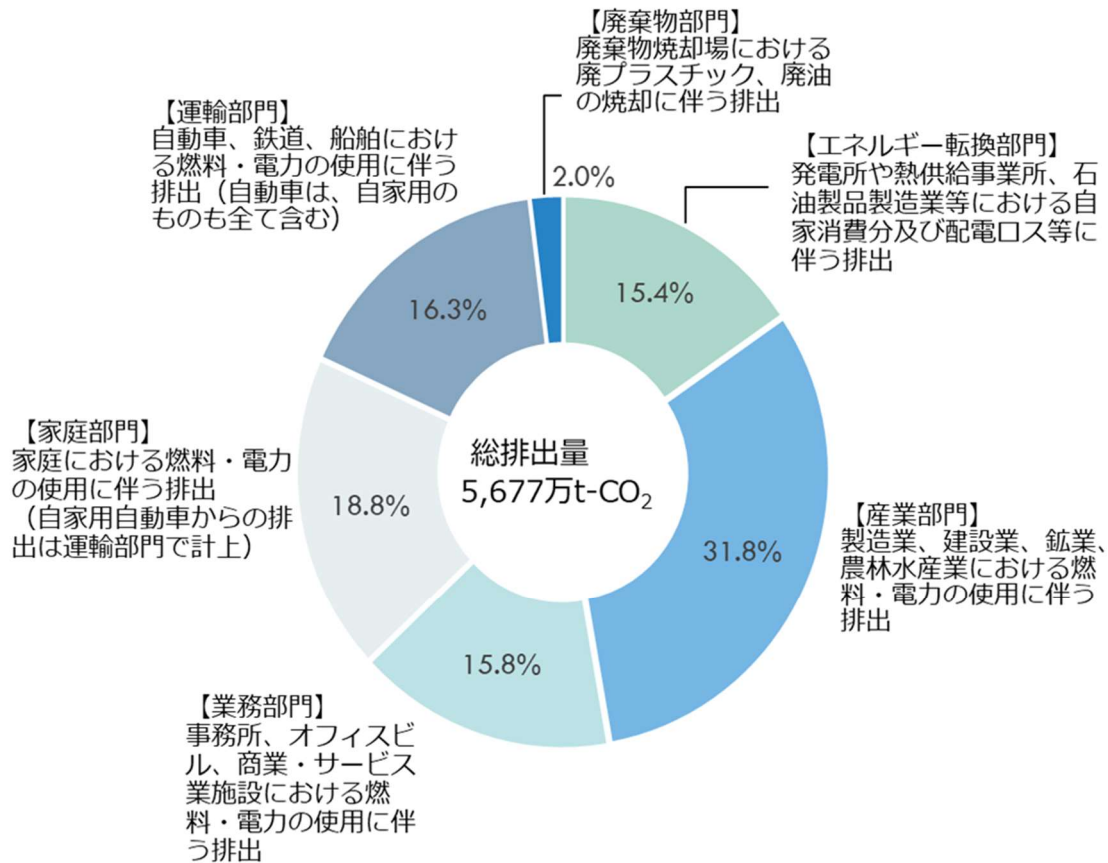


<sup>1</sup> パリ協定は、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択された。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力をすることが掲げられている。

<sup>2</sup> 人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による吸収量の均衡を達成すること

<sup>3</sup> 森林等による吸収量を除く

県内の二酸化炭素排出量（部門別構成比）  
（2022年度速報値）



## 2 県の取組

### (1) 地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策計画

#### ▶ 神奈川県地球温暖化対策推進条例

「事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的としています。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務付けています。また、再生可能エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出が少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策などについて、県や県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>



## ▶ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づく、県の地球温暖化対策の基本的な計画です。2023年度に、脱炭素社会の実現に向けた基本方針を見直すとともに、新たに部門別削減目標を設定するなど、全面改定しました。

- ・ 計画期間 2024年度から2030年度までの7年間
- ・ 目標（長期目標）2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現  
（中期目標）県内の温室効果ガス総排出量を2030年度までに50%削減（2013年度比）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>



## ▶ かながわ脱炭素ポータルサイト

神奈川県の取組や補助金・支援制度、県内の優良事例の紹介など、脱炭素に関する情報をまとめて「かながわ脱炭素ポータルサイト」で公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/index.html>



## （2）条例・計画に基づく主な取組

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進しています。

### 対策の方向性

#### 【緩和策】

2030年度の目標達成に向けては、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの導入・利用の拡大に取り組む。



#### 【適応策】

気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特性も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

## ▶ 緩和策の具体的な取組

### ・ 事業活動温暖化対策計画書制度

一定規模以上の事業活動を行う大規模事業者に、自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、その概要を企業の脱炭素見える化サイト「かながわ脱炭素レポート」にて公表しています。

さらに、2025年度から、県が事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組み（評価制度）の導入を行うこととしました。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

（事業活動温暖化対策計画書制度）

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/datsutanso-report/>

（企業の脱炭素見える化サイト「かながわ脱炭素レポート」）



### ・ 中小規模事業者の脱炭素化の取組への支援

情報・人材・資金不足などを理由に、中小規模事業者では、一般的に地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。県では、中小規模事業者を主な対象とした、「中小企業脱炭素支援パッケージ」を構築し、「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」や「中小企業省エネルギー設備導入費補助金」などにより支援を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0502/kanagawa-datsutanso-portal/supports/#company>



### ・ 建築物温暖化対策計画書制度

一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出を義務付けています。販売及び賃貸する際には、広告への環境性能表示を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>



### ・ 特定開発事業温暖化対策計画書制度

一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>



### ・ 太陽光発電の導入促進

太陽光発電の普及を目的として、住宅に向けては「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」等を実施しているほか、事業所に向けては、自家消費型の太陽光発電等の導入費用に対する補助を実施しています。また、住宅及び事業所向けに、太陽光発電等の導入希望者を広く募る「共同購入事業」を実施しています。



さらに、ペロブスカイト太陽電池<sup>4</sup>の実用化に向けた実証や普及啓発のため、関連事業者との連携協定を締結し、江の島「サムエル・コッキング苑」における実証や未病バレー「ビオトピア」でのワークショップを開催しました。さらに、ペロブスカイト太陽電池等の実証の取組への補助事業も実施し、県内各地で実証を進めています。

これらにより、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる、エネルギーの地産地消の環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/perobusukaito.html>

(ペロブスカイト太陽電池の普及)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/jisedai-hojo.html>

(次世代型太陽電池普及促進事業費補助金)



### ・ 森林の整備・保全等

水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用促進を目的とした総合的な取組を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/j/kakuho-seibi/2/jigyo.html>

(水源の森林づくり事業について)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/seibi/keneirin.html>

(神奈川県営林)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xp8/shinrinsaisei/kanagawakennsannzai.html>

(かながわ県産木材について)



### ・ 住宅の省エネルギー化

ZEH<sup>5</sup>の導入費用に対する補助の実施とともに、工務店等を対象としたZEH建築に必要な基礎知識を学べるセミナーを開催し、ZEHの普及促進を進めています。また、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ改修費用に対する補助を実施しています。

### ・ 省エネルギー家電・高効率給湯器の導入促進

県内の家電販売店、給湯器販売店及び関係団体と協力して、省エネルギー家電や高効率給湯器の導入促進による、家庭での温室効果ガス削減に取り組んでいます。九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）による連携事業として、省エネ家電への買替を啓発する「省エネ家電買替キャンペーン」及び高効率給湯器への買替を啓発する「高効率給湯器買替キャンペーン」を実施しました。

<sup>4</sup> 薄い、軽い、曲げられるといった特長に加え、主な原料を国内で生産できる次世代型の太陽電池

<sup>5</sup> ZEHはNet Zero Energy Houseの略。省エネと創エネで、年間の一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロとすることを目指した建築物や住宅。

・ 再生可能エネルギーの利用促進

企業向けには、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」により、再生可能エネルギー由来の電力に切替えた企業に「再エネ電力利用事業者認定証」を交付しています。令和4年度からは、知事と市町村長の連名による認定証を交付する等の方法により、県内市町村との連携も進めています。また、民間企業と締結した協定に基づき再エネ電力のリバースオークション（せり下げ方式の入札）を活用し、再エネ電力をできるだけ安く・簡単に調達できる取組を行っており、年2回複数の県内企業等が参加できる共同オークションも実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/index.html>



▶ 適応策の具体的取組

気候変動による本県への影響を予測し、影響に対処するための施策（適応策）を実施しています。

県の試験研究機関では、農業・水産業への影響や対策等を研究しています。また、神奈川県気候変動適応センター（2019年4月1日付けで県環境科学センターに設置）では、県内の気候変動による影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等を行い、県民や企業等に向けて情報を提供しているほか、気候変動問題に対する若年層の関心や理解を深めるため、「一般・高校生向け」、「中学生向け」及び「小学生向け」の気候変動に関する学習教材を作成し、WEBで公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/jirei.html>

（神奈川県における気候変動の影響と適応策）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/tekiou/top.html>

（神奈川県気候変動適応センター）

[https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate\\_change/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/index.html)

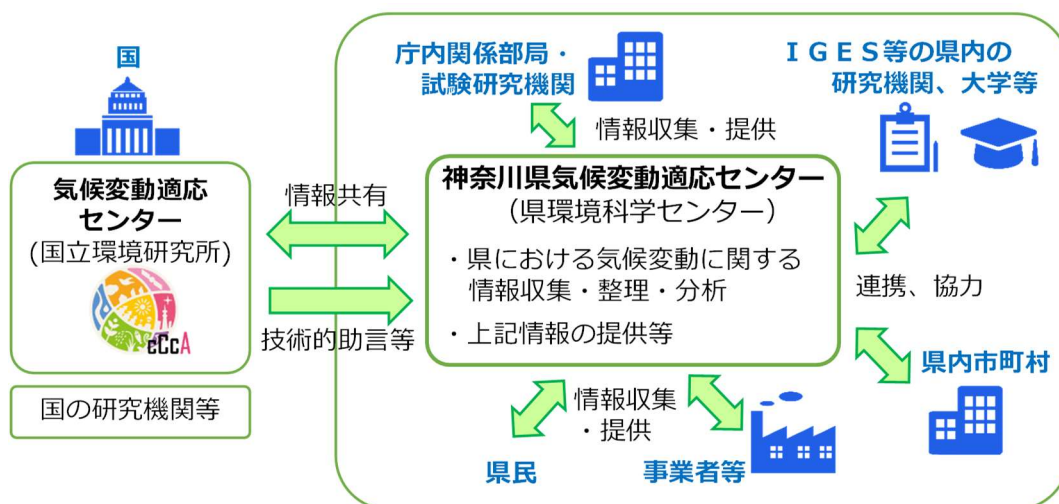
（かながわ気候変動WEB）

[https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate\\_change/kids/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0323/climate_change/kids/index.html)

（かながわ気候変動 WEB KIDS）



神奈川県気候変動適応センター（イメージ）



### (3) オゾン層保護のための取組

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球上の生物を守っていますが、フロン等の化学物質によって破壊されます。

日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、オゾン層破壊の原因物質となる、ハロン、CFC（クロロフルオロカーボン）、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の生産が中止されました。

しかし、CFCなどに代わって使用されるようになったHFC（ハイドロフルオロカーボン）など「代替フロン」と呼ばれる物質は、オゾン層破壊物質ではないものの、強力な温室効果ガスです。地球温暖化防止のためには、これらの物質の排出抑制・削減に努め、適切な回収・管理を行っていく必要があります。

フロン類の回収は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて、実施されています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/index.html>（フロン排出抑制法について）



業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等（2023年度）

（単位：kg）

	回収量 (a)	年度当初保管量 (b)	計 (a+b)	破壊業者引渡量 (c)	再利用量 (d)	年度末保管量 (e)	計 (c+d+e)
神奈川県	375,978	21,902	397,880	195,023	177,316	25,542	397,881
全国	5,430,767	277,321	5,708,088	2,542,061	2,838,157	321,221	5,701,439

\* 小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。

# 2 自然環境の保全

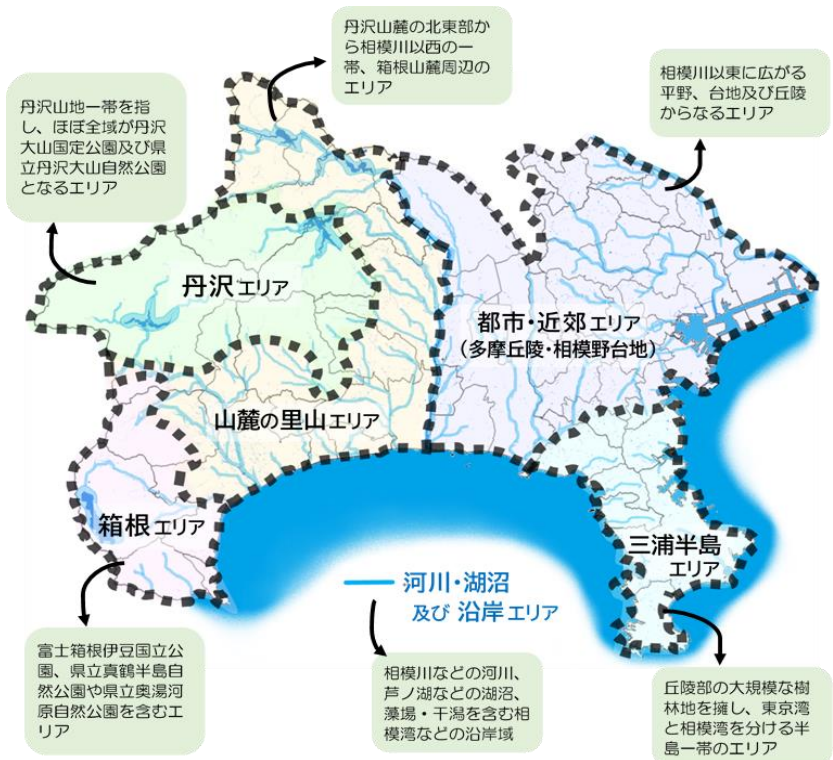


## 1 現況

### (1) 生物多様性

生物多様性とは、様々な生物が複雑に関わりあって存在することです。人の暮らしはこのような生物や生態系の恵みに支えられています。

変化に富んだ地形を有する神奈川県には、気候や土地利用の状況に応じて、様々な生物が生息・生育しています。生態系のまとまりを踏まえた地域ごとの課題があるほか、野生鳥獣との共存、外来生物の防除などといった県全域の課題もあります。

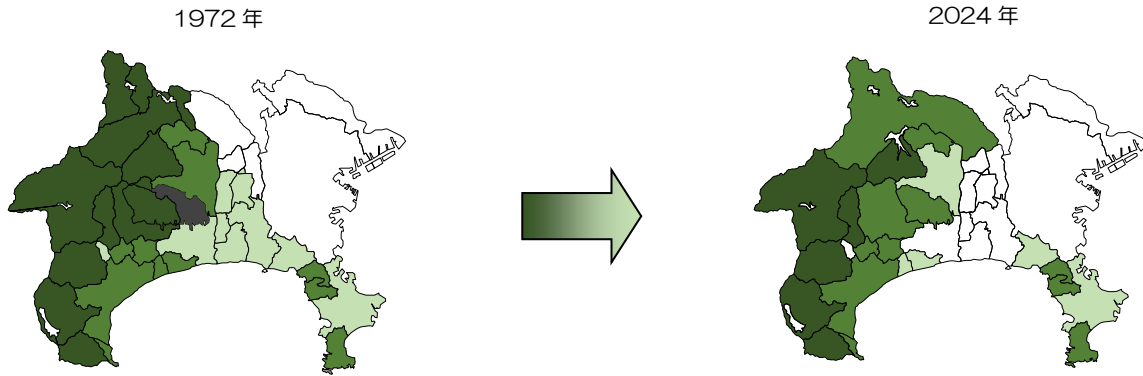


生態系に着目した県土のエリア区分図

### (2) みどり

箱根や丹沢大山などの広大な森林、多摩・三浦丘陵、里地里山などといった多彩なみどりが残っています。しかし、高度経済成長期以降みどりの減少が進んだほか、近年も残土処分場、メガソーラー、物流施設等の大型開発で減少が続いています。残されたみどりの質の向上と、開発によって分断・縮小したみどりの保全と創造が必要です。

県土に占める農地及び森林の割合の推移



割合 = $\frac{\text{農地面積} + \text{森林面積}}{\text{市町村面積}}$	70% 以上	
	70% 未満	
	50% 未満	
	30% 未満	

	県土面積 (ha) (a)	農地面積 (ha) (b)	森林面積 (ha) (c)	割合 (%) (b+c)/a
1972 年	238,728	31,400	97,553	54.0
2024 年	241,655	17,757	94,400	46.4

- \* 県土面積は、国土地理院「令和7年全国都道府県市町村別面積調」による。
- \* 森林面積は、県森林再生課「神奈川地域森林計画」による。
- \* 農地面積は、農林水産省「農林水産関係市町村別統計」による。

緑地保全制度などにより保全された緑地等の状況

(単位：ha)

緑地の種類	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度末	増減*1
自然公園	55,138	55,138	55,138	0
保安林	52,022	52,057	52,065	8
自然環境保全地域	11,236	11,236	11,236	0
歴史的風土保存区域	989	989	989	0
歴史的風土特別保存地区	574	574	574	0
近郊緑地保全区域	4,800	4,800	4,800	0
近郊緑地特別保存地区	852	852	857	5
特別緑地保全地区	823	826	851	25
風致地区	14,978	14,978	14,978	0
生産緑地地区	1,234	1,170	1,143*2	△26
トラスト緑地	116	116	116	0
都市公園	5,362	5,387	—*3	25

- \*1 直近2年を比較した増減。都市公園のみ 2022 年度と 2023 年度の比較
- \*2 2024 年 12 月 31 日時点
- \*3 2024 年度末の都市公園の面積は、2026 年 4 月把握予定

## 県内のトラスト緑地



### (3) 丹沢大山の自然環境

1980年代から、丹沢山地の生態系に大きな異変が起り始めました。広範囲にわたるブナ等の立ち枯れや林床植生<sup>1</sup>の衰退、ニホンジカの個体数増加などが進み、種々の対策を講じましたが、自然環境の劣化に歯止めをかけるには至りませんでした。

さらなる対策を検討するため「丹沢大山総合調査」が実施され、この自然環境の劣化は人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合って引き起こされていることが明らかになりました。

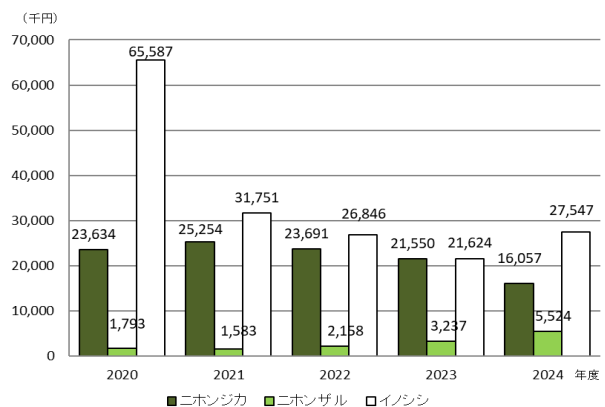
調査結果を受けて、県は「丹沢大山自然再生計画」を策定し、2007年度から取組を進めています。

### (4) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然環境を構成する大切な要素ですが、一方で農林水産業や生活に被害を及ぼし、生息数増加による自然生態系への影響が懸念されています。人と野生鳥獣との軋轢を軽減・解消し、長期的観点からの安定的な保護を図る必要があります。

これまでの取組により、ニホンジカを継続して捕獲している場所では生息密度が減少傾向にありますが、丹沢山地全体の植生回復には至っていません。また、箱根山地では、ニホンジカの生息密度の上昇等が顕著に見られ、植生への深刻な影響が明らかになりつつある状況にあります。

主な獣類による農林業被害額



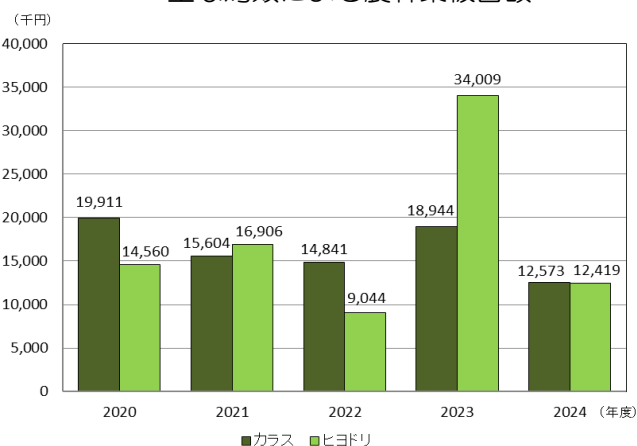
<sup>1</sup> 低木以下の階層を構成する植生

ニホンザルについては、一部の地域で生息数が増加しているほか、依然として農作物被害や生活被害・人身被害が続いています。

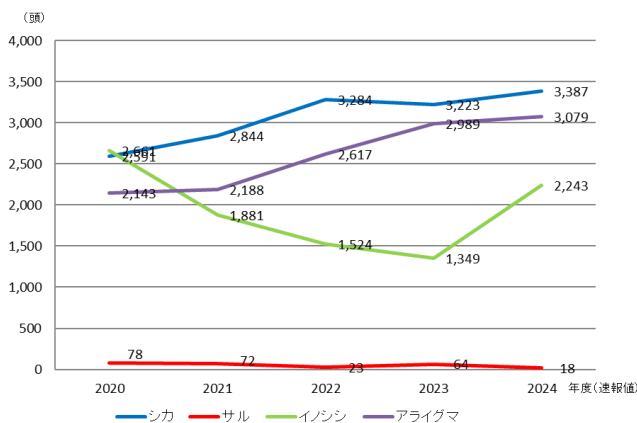
イノシシについても、農作物被害・生活被害は未だに高い値を示しているほか、2020年5月に死亡野生イノシシ、2021年7月には養豚農場の飼養豚において、県内では初となる豚熱の感染が確認され、県西地域を中心に野生イノシシから豚熱の感染確認が続いています。

また、アライグマやクリハラリス（タイワンリス）などの外来鳥獣が野生化し、在来生物への影響や、農作物に被害を及ぼすことなどが問題となっています。

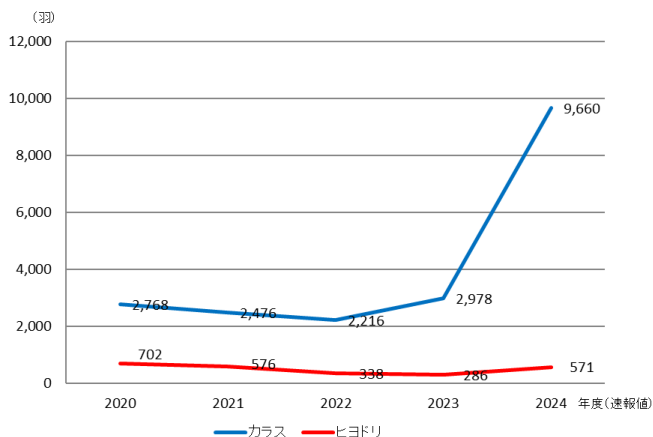
主な鳥類による農林業被害額



主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）



主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



## (5) 海・川・湖

沿岸域の藻場や干潟は、漁場であるとともに多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、水域環境の変化や埋め立てによってその多くが失われました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷が、依然として水生生物の生息環境に重大な影響をもたらしています。そのため、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっており、水質や底質の改善はもちろん、失われた藻場の再生など、生物が住みやすい環境の復元が課題となっています。

内水面についても、大雨による土砂の河床への堆積等に伴い川や湖の環境が悪化しており、アユやヤマメなどの生息に影響を及ぼしています。このため、多自然型護岸や魚道の設置など魚類の生息に配慮した川づくりを通じて、良好な内水面環境の再生が求められています。

## 2 県の取組

### (1) 生物多様性の保全

「かながわ生物多様性計画 2024-2030」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標として、取組を推進しています。

生態系などに着目して県土を6つのエリアに区分し、エリア毎の地域特性に応じた取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存を目指した取組など、全県的な課題にも取り組んでいます。また、県民や企業など、様々な主体が生物多様性への理解を深め、積極的にその保全に取り組んでいただけるよう、情報の収集と発信などを行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/>



### (2) 身近なみどりの保全 ～都市と里地里山～

#### ▶ 緑地等の保全制度

緑地や水辺環境は、生物の生息・生育環境というだけでなく、人の暮らしにおける憩いの場などといった、様々な機能をもっています。そこで、各種法令に基づき、市町村との連携により一定区域の土地を、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、土地利用を規制することで良好な自然環境等の保全に努めています。

#### ▶ ナショナル・トラスト運動

神奈川に残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。この運動は、県が設置するかながわトラストみどり基金と（公財）かながわトラストみどり財団が中心となり、県民、企業、団体及び市町村が連携して実施しています。

また、（公財）かながわトラストみどり財団では、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行う「みどりの実践団体」へ奨励金を交付するほか、みどりや自然をテーマとした研修会等を開催しています。県は、同財団の事業を通じて、県民等のみどりに関する自発的活動を支援しています。

<https://ktm.or.jp/national/trust/>



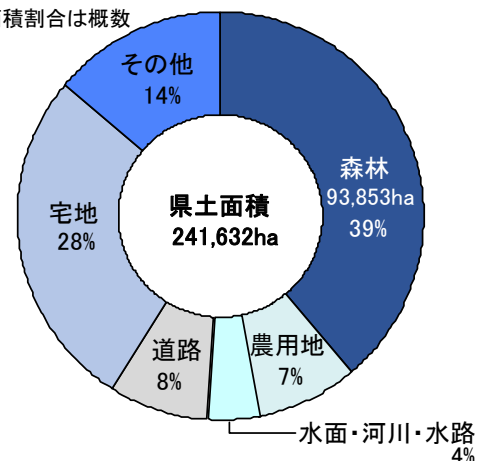
#### ▶ 都市公園、うるおいあるみち空間などの形成

都市部では、身近なみどりや里山などの雑木林等が減少しており、県内の土地利用面積割合では、森林が約4割となっています。

都市部における、みどりの質的・量的な創造と保全のため、県立都市公園の整備などの公共施設の緑化を推進しています。

県土の土地利用面積割合

\* 2023年10月1日現在。  
面積割合は概数



年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
面積	4,789	4,914	4,981	5,012	5,031	5,115	5,172	5,303	5,362	5,378

\* 数値は県と市町村の合計値

### ▶ 里地里山の保全等

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域であり、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて作り上げてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働して保全等に取り組んでいます。

県は、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」により、こうした取組を支援するとともに、インスタグラムやフェイスブック、ホームページなどによる情報発信を実施しました。



県民との協働による保全活動（みかん摘果作業）

(小田原市上曾我)

[https://www.instagram.com/satochisatoyama\\_kanagawa/](https://www.instagram.com/satochisatoyama_kanagawa/)

(インスタグラム かながわの里地里山)



<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama>

(フェイスブック かながわの里地里山)



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/index.html>

(かながわの里地里山ホームページ)



### (3) 人や自然にやさしい水辺づくり

従来の施設整備は主に安全対策に視点を置いていました。そのため、自然環境の保全という視点が弱かったことを否定できません。現在は、失われていた自然環境を保全していくため、河川や海岸等の整備・改修に当たり、現存する多様な生物やその生育環境を保全・創造することに努めています。景観を含む周辺環境や人々の利用などにも配慮した川づくり、海岸づくりを進めています。

2024年度は、小出川など4河川において、河川の緑化に努めるなど、自然環境や景観に配慮した川づくりを実施しました。茅ヶ崎海岸など10海岸では、砂浜の回復・保全を目的として、自然環境や景観に配慮した海岸づくり（養浜）を実施しました。

自然環境等に配慮した整備河川数と海岸数

年度	2021	2022	2023	2024	2025 (予定)
河川数	8	6	6	4	6
海岸数	8	11	10	10	12



養浜（茅ヶ崎市中海岸）

## （４）丹沢大山の自然再生

「丹沢大山自然再生計画」では、丹沢を森林のタイプ、地形、標高などによって、4つの「景観域（奥山域、山地域、里山域、渓流域）」に区分し、それぞれの自然再生目標を設定しています。また、8つの特定課題を設け、取組を進めています。

これまでの取組により、奥山域の一部では林床植生の回復が見られるなど、一定の成果が得られましたが、丹沢全域での目標達成はできていません。

自然再生には長期的観点が必要であり、計画実施に当たっては、自然環境の状態をモニタリングし、柔軟に事業の見直しを行う「順応的管理」の仕組みを取り入れています。「丹沢大山自然再生委員会」が、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗や効果などを点検・評価しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/e-tanzawa/keikaku-torikumi.html>



東丹沢堂平沢の30年間の変化



### 丹沢大山自然再生計画の特定課題等

- ・ 特定課題Ⅰ ブナ林の再生  
 これまでの技術開発の成果やブナ林衰退リスクマップを活用して、植生保護柵、奥山域の人工林を含めた土壌保全対策、生息状況に応じたニホンジカの管理捕獲、ブナハバチ対策等を効果的に組み合わせ、統合的な取組を段階的に実施しています。
- ・ 特定課題Ⅱ 人工林の再生  
 県産木材の有効活用を図りながら、地域特性に応じた適切な森林整備と整備に必要な基盤整備を進めています。また、森林整備とニホンジカ管理捕獲の連携を継続するとともに、森林モニタリングを実施し、水源かん養機能等に関する事業効果の検証を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅲ 地域の再生  
 地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組に対する支援を継続しています。また、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進しています。
- ・ 特定課題Ⅳ 渓流生態系の再生  
 治山事業などによるダム湖等への土砂流入の抑制や、森林土壌保全対策などによる渓流への土壌流入の防止を図っています。また、平成29年に作成した「溪畔林整備の手引き」を普及して、私有林を含めた渓流沿いの人工林整備に活用するとともに、各種モニタリングを継続しながら、渓流生態系の保全・再生手法を検討しています。

- ・ 特定課題Ⅴ シカ等野生動物の保護管理  
奥山域における管理捕獲を継続してニホンジカの生息密度低下を図るとともに、山地域における森林整備と連携したニホンジカ管理捕獲の取組や、里山域で地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策への支援を継続しています。
- ・ 特定課題Ⅵ 希少動植物の保全  
情報収集が可能な種について生息状況等の把握に努め、モニタリング手法や保全手法の検討を進めています。また、植生保護柵の設置箇所希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等との連携を図りながら、希少植物の保全を進めています。
- ・ 特定課題Ⅶ 外来種の監視と防除  
外来種の侵入監視と侵入未然防止のため、各種事業や調査で設置している自動撮影カメラによる情報などを活用しています。アライグマとクリハラリス（タイワンリス）については、生息分布域拡大を防止する取組を進めています。また、丹沢産の緑化種子生産・苗木の供給を行うとともに、林道法面緑化試験施工地でのモニタリング等も実施しています。
- ・ 特定課題Ⅷ 自然公園の利用のあり方  
登山道の巡視等により得た情報を活用して、計画的な登山道整備を進めます。また、団体等との協働による登山道維持管理を継続するとともに、新たな路線での実施を検討しています。  
パークレンジャー及び自然公園指導員の活動や、県立ビジターセンターなどの活用を通して、自然公園を適正に利用するためのマナー等の普及啓発を行うとともに、自然公園の利用のあり方について検討しています。
- ・ 協働・普及啓発  
丹沢大山自然再生委員会との連携や、これまでの県民協働の取組を継続するとともに、新たな協働の取組を検討しています。自然再生活動に係る協働の取組や普及啓発の拠点として、自然環境保全センター及び県立ビジターセンターを活用し、自然再生委員会のホームページや丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）によって、自然再生に関する情報の蓄積と発信を行っています。

## （５）野生生物の保護管理



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/>

### ▶ 鳥獣保護区指定等による管理

- ・ 鳥獣の捕獲行為を禁止する鳥獣保護区を指定し、特に保護が必要な地域を特別保護地区としています。特別保護地区では、埋め立て、干拓、立木の伐採等に許可が必要となります。
- ・ 銃器使用の狩猟を禁ずる特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。
- ・ 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、県の認可を受けた市町村が猟区を設定して入猟者、入猟日、捕獲等の規制を行うとともに、一定の入猟承認料を徴収しています。

### ▶ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐためには、

- ・ 集落環境整備（鳥獣の隠れ場所をつくらない）
- ・ 被害防護対策（防護柵設置など）
- ・ 鳥獣捕獲

の3つを組み合わせ、地域一体で取り組むことが効果的です。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、「地域ぐるみの対策」を多くの地域で持続的に展開するため、対策の立ち上げから支援し、生態に沿った効果的対策の助言、新たな技術の導入、農家が気軽に相談できる人材育成など、広域的・専門的観点からの支援を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/faq/p1123073.html> (かながわ鳥獣被害対策支援センター)



### ▶ ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの管理

人と野生鳥獣の共存に向け、「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」及び「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、市町村や関係団体と連携し、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせた対策を講じています。

### ▶ 傷病鳥獣の保護

県民、市町村、関係団体、ボランティア等と連携して傷病鳥獣の救護事業を実施しています。また、救護施設を拠点に活動しているNPO等と連携し、救護技術や知識を有するボランティアを育成しています。

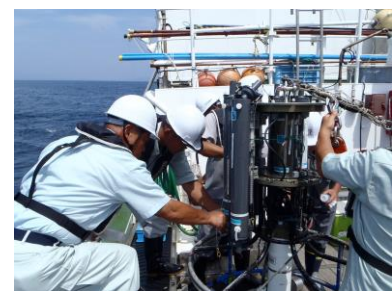
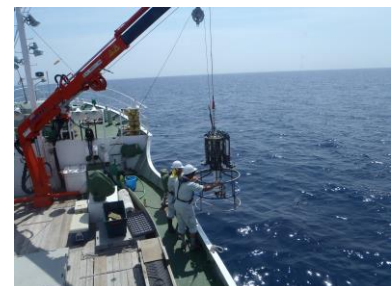
## (6) 水域環境の保全

### ▶ 水域環境の把握と保全

赤潮や貧酸素水塊による漁業被害の軽減と水生生物保全のため、漁業調査指導船による調査や沿海漁協の協力による監視を行っています。東京湾と相模湾では、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集を行うとともに、東京湾溶存酸素情報を発行するなど、漁業者や県民への情報発信に努めています。

内水面については、大雨による土砂の河床への堆積等で環境が悪化した河川において河床調査を実施するなど、漁場環境の保全・再生に取り組んでいます。また、河川管理者等が実施する土木工事等について、魚に優しい川づくりになるよう助言・指導を行っているほか、市民団体と連携してホトケドジョウなど希少魚の生息地の保全に取り組んでいます。

水質調査の様子



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mx7/cnt/f430693/p550034.html> (東京湾溶存酸素情報)



▶ 生息環境の回復・創造の推進

相模湾では、ウニ類や魚類（アイゴ、ブダイ等）により海藻が食害されて海の森（藻場）が消失する「磯焼け」が深刻化しています。県では、漁業協同組合等が行っている藻場の再生活動を支援するとともに、藻場の再生に使用する海藻の苗（カジメ、アカモク）を生産・提供しています。

また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海の環境づくりを目指して、「浮魚礁」と呼ばれる大きなブイを沖合域に設置しました。

これらの周辺では、回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。



ウニの磯焼け

浮魚礁

(7) 主な外来生物への対策

▶ アライグマ

特定外来生物<sup>2</sup>であるアライグマによる被害が、横須賀・三浦地域を中心に確認されています。農作物被害にとどまらず、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すなど、深刻な被害も生じていることから、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づいて、計画的捕獲の推進等に取り組んできました。積極的な捕獲を行った地域では生息密度低下の可能性が認められましたが、その一方で分布域の縮小は確認されていません。引き続き、計画的捕獲等の推進による「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」に取り組んでいます。

第4次アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで
目標	① 生息分布域の縮小 ② 個体数の減少
防除等の内容	県内の地域別に、こわな等を用いて生息密度を低減させるための捕獲、生息密度の上昇を防止するための捕獲及び分布拡大防止に向けた集中的な捕獲を推進すると共に、計画的捕獲実施のための情報収集、生息分布域把握の強化を実施する。

<sup>2</sup> 海外由来の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして、国によって指定されたもの

## ▶ クリハラリス（タイワンリス）

特定外来生物であるクリハラリス（タイワンリス）は、現在、横須賀三浦地域で高密度に生息しており、分布域が北西側に拡大しつつあります。農作物被害のほか、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、電話線がかじられるなどの生活被害、県西部の山地に侵入した場合の生態系へ影響などが懸念されることから「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定し、「分布拡大の防止」を目標に、捕獲や被害防止措置などの防除やモニタリングを実施していきます。

### クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで
目標	分布拡大の防止
防除等の内容	生息が予想される地点、生息情報又は被害情報があった地点周辺にはこわなを設置して捕獲し、適切に処分する。

## ▶ ヒアリ

特定外来生物のヒアリについては、生態系や農林水産業への影響や、強い毒性による人への影響が懸念されます。2017年に県内（横浜港本牧埠頭及び大黒埠頭）で初めて確認され、以降も港湾において確認されています。発見した個体は全て殺虫処分していますが、発見した個体は全て殺虫処分していますが、国内での定着が懸念されており、県民からのヒアリに関する情報収集や相談対応を行っています。

## ▶ 外来魚

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定されており、国の許可がない飼養等（飼育、保管、運搬）は禁止されています。県では、「神奈川県漁業調整規則」により、これらの移殖を制限することで拡散防止に努めています。加えて、「神奈川県内水面漁場管理委員会指示」により、一部の水域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

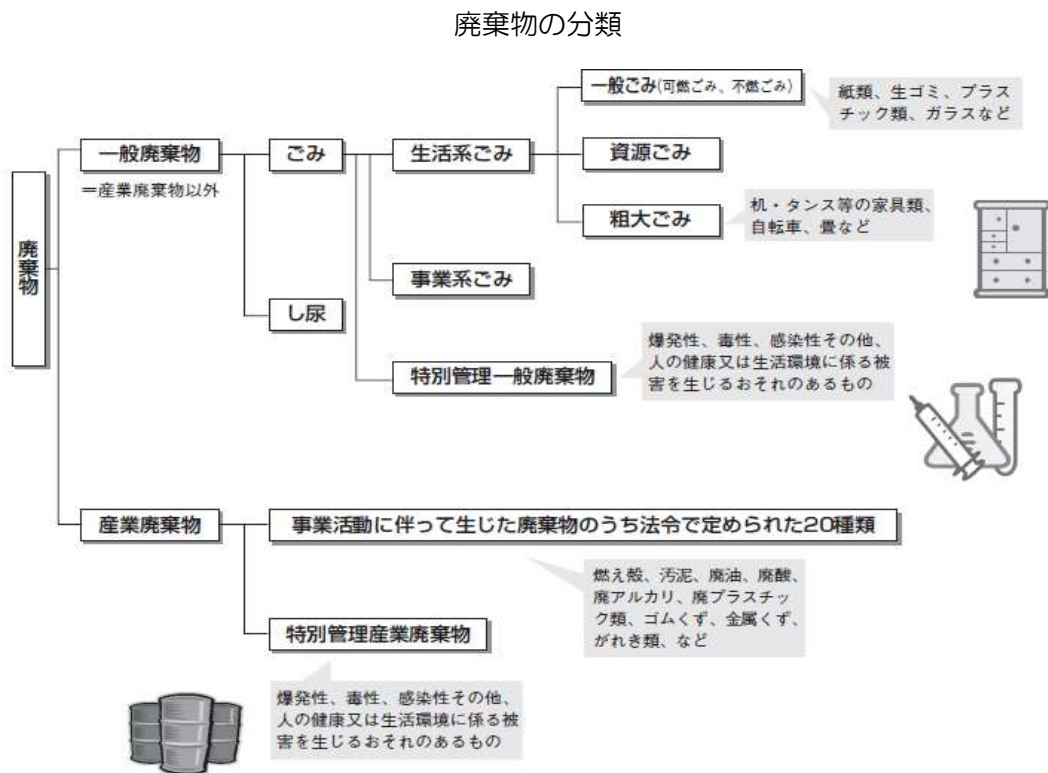
宮ヶ瀬湖内のオオクチバス等は、ダムからの放水により流出し、下流河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されていたことから、県では個体数を抑制する駆除方法を開発し、ダム管理者への技術的助言を行っています。また、河川においても、コクチバス等の稚魚を効率的に捕獲する技術の研究や、漁業者が実施する駆除活動に対して技術的な指導を行っています。

# 3 循環型社会の形成



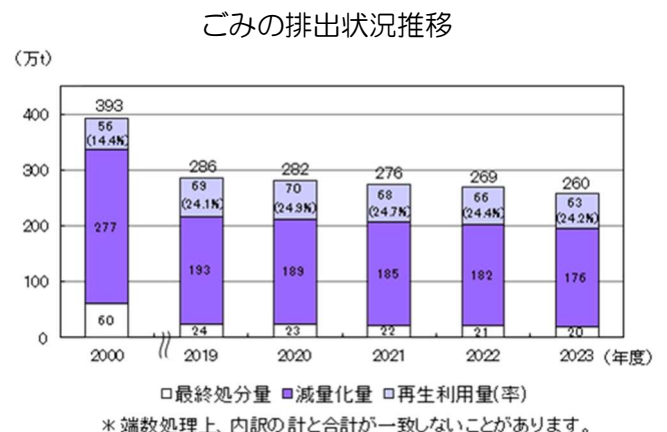
## 1 現況

廃棄物は、家庭生活等によって生じる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」に分類されます。

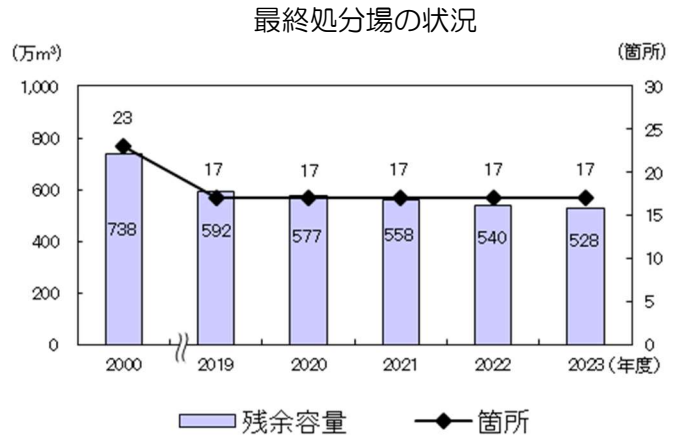


### (1) 一般廃棄物（ごみ）の現況

- ・排出量は、近年、減少傾向にあります。
- ・再生利用量は、近年、横ばい傾向にあります。
- ・最終処分量は、近年、微減傾向にあります。



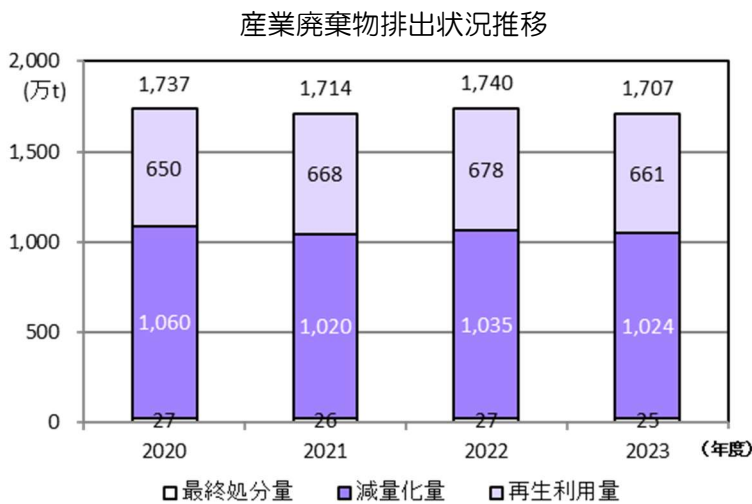
- ・ 県内の最終処分場の残余容量は、2023 年度末で 528 万 m<sup>3</sup> です。
- ・ 区域内に最終処分場を持たない自治体や、残余容量がひっ迫している自治体があります。



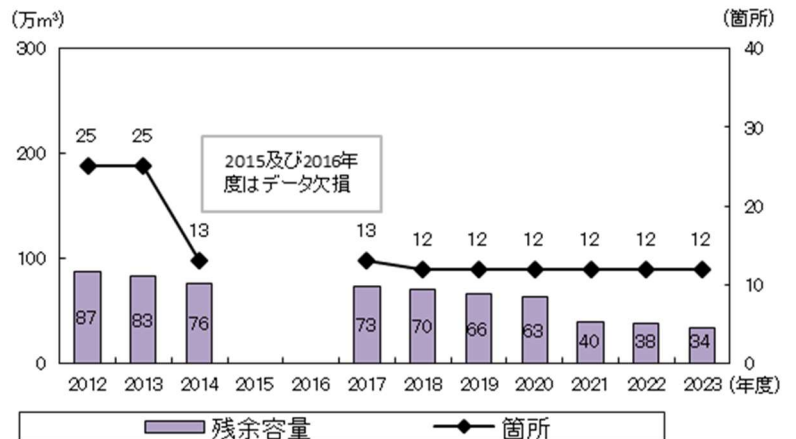
\* 2000 年度は、維持管理中の最終処分場を含んでいます。

## (2) 産業廃棄物の現況

- ・ 2023 年度は 2022 年度に比べて、排出量が 33 万 t 減少し、再生利用量は 17 万 t 減少しました。
- ・ 最終処分量は、2022 年度から 2 万 t 減少しました。
- ・ 県内の最終処分場の残余容量は減少傾向にあり、2023 年度末で 34 万 m<sup>3</sup> でした。



## 最終処分場の残余容量



- \* 2015、2016 年度分は政令市からデータを収集していないため不明
- \* 2014 年度分からは、いわゆる「ミニ処分場」及び「旧処分場」を集計対象外としています。

種類 \ 業種	合計	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉 サービス業
合計	17,096	292	1,347	4,633	3,073	7,521	40	85	84
汚泥	10,789	-	1,347	446	1,635	7,330	4	17	1
がれき類	3,632	0	0	3,558	70	3	0	1	-
ばいじん	153	-	-	0	3	150	-	-	-
木くず	298	1	-	262	31	0	2	1	1
ガラス陶磁器くず	465	-	-	116	346	0	0	2	1
金属くず	176	0	0	95	53	0	5	15	4
廃プラスチック類	305	0	0	83	134	0	27	36	20
鉱さい	151	-	-	-	151	-	-	-	-

- \* 表中の「0」は1トン以上500トン未満、「-」は該当値がないことを示しています。
- \* 端数処理の関係上、内訳の計が合計と一致しないものがあります。
- \* 種類は抜粋しているため、合計とは一致しません。

### （3）不法投棄等・散乱ごみの現況

・不法投棄物は、主に家具類、建設廃材、廃プラスチック類、家庭電化製品、自動車、不燃物などです。

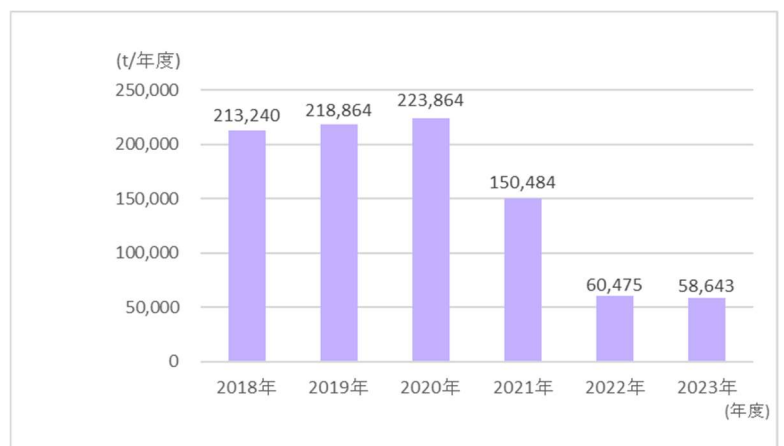
・不法投棄及び不適正保管の残存量は、新たな大規模事案が発生したことにより、2018年度に急増しましたが、2021年度に本事案の撤去が完了したため、減少しています。

・また、2022年度に県内政令市において大規模事案の撤去が完了したため、大幅に減少しています。

・これらの大規模事案を除くと直近6年間では増減はあるものの全体として横ばい傾向となっています。

・不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用が各自治体等の大きな負担となっています。

不法投棄等残存量の推移



- \* 環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」より
- \* 1件当たり10トン以上の不法投棄等の残存量の合計

## 2 県の取組

県では、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、「神奈川県循環型社会づくり計画」を策定し、資源循環の推進及び廃棄物適正処理の推進を図っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7178/>



### 「神奈川県循環型社会づくり計画」の施策体系

#### 大柱Ⅰ 資源循環の推進

- 中柱：排出抑制、再使用の推進
- 中柱：再生利用等の推進
- 中柱：環境教育・学習及び人材の育成の推進等

#### 大柱Ⅱ 適正処理の推進

- 中柱：廃棄物の適正処理の推進
- 中柱：不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
- 中柱：クリーン活動の推進

#### 大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

### (1) 資源循環の推進

#### ▶ 排出抑制、再使用の推進

##### ・ ワンウェイプラ削減

2020年7月から、レジ袋の有料化が義務化されました。これを契機に、既存の「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を設置しました。2025年5月末現在で、製造事業者、流通事業者、商店街連合会、学校など155社・団体が構成員となっており、連携・協力して、レジ袋をはじめとしたワンウェイプラの削減及び代替製品への転換等によるプラごみの削減を推進しています。

##### ・ リユースショップ認証制度

安心してリユースショップを利用できるようにするため、一定の要件を満たす店舗を県が認証する制度です。2025年3月末現在で28店舗が「かながわりユースショップ」として認証を受けています。

##### ・ 廃棄物交換システムの推進

県内事業所の排出廃棄物について、事業者からの提供希望や他の事業者からの再利用希望に関する情報を登録・公開し、相互利用のあっせんを行っています。2025年3月末現在で195件（提供希望123件、再利用希望72件）の情報が登録されています。（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会との協働事業）

## ▶ 再生利用等の推進

### ・ 一般廃棄物処理状況等の把握、情報提供

県民に、資源循環への理解を深めていただけるよう、「一般廃棄物処理事業の概要」を作成しました。

### ・ かながわりサイクル製品認定制度

リサイクル産業の育成と振興のため、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品を認定する制度を実施しています。2025年3月末現在の認定件数は16事業者・23製品です

### ・ 廃棄物自主管理事業

産業廃棄物の多量排出事業者には、廃棄物処理法により、産業廃棄物処理計画の作成と提出、実施状況の報告が義務付けられています。義務付けのない事業者にも同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進するとともに、事業者が自己評価できるよう情報提供等の支援を行っています。

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市との協働事業)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>



### ・ 有機物の資源化

食品廃棄物については、家畜の飼料としての活用を図ることにより、畜産分野での利用推進を、また、堆肥化などにより、農業分野での利用推進を図っています。家畜排せつ物については、「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、処理施設整備などの支援や、堆肥としての有効利用促進を図っています。

### ・ 下水汚泥の再資源化

下水道普及率の向上に伴い、下水道事業で排出される汚泥の産業廃棄物排出に占める割合が高くなっていますが、脱水、焼却などによる減量化や有効利用を図っています。

流域下水道では、汚泥焼却灰を建設資材の原材料の一部として活用しています。

### ・ 県の公共工事で排出される建設廃棄物の再資源化

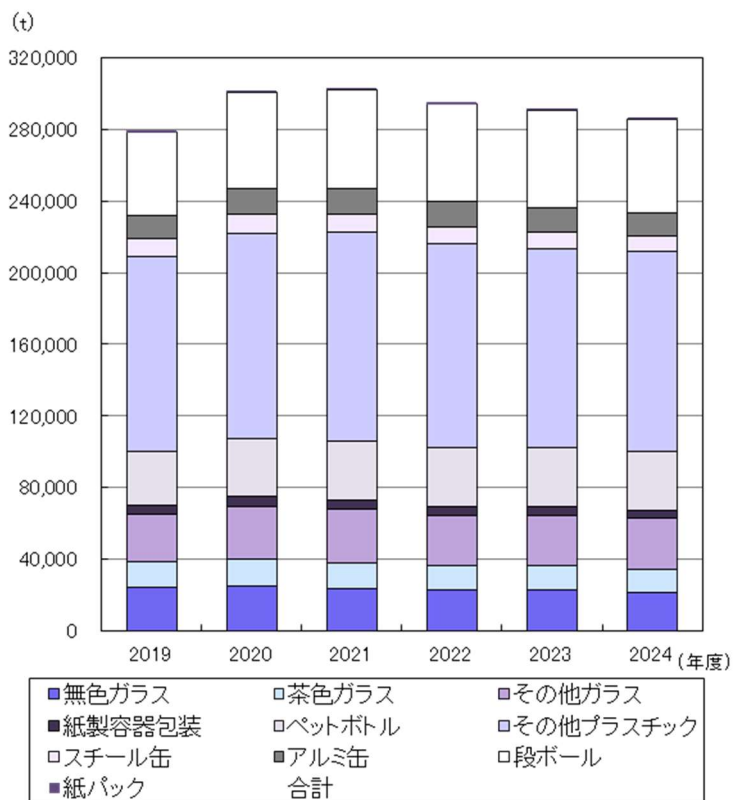
コンクリート廃材やアスファルト廃材等は路盤材として、建設発生木材等は製紙原材料チップとして再利用するなど、建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。また、建設リサイクル資材の率先利用も推進しています。

・ 各種リサイクル法に基づく施策

国は、循環型社会の形成を目指して「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」及び「家電リサイクル法」等の法律を整備しています。これらの法律に基づき、容器包装廃棄物の分別収集や家電の再資源化等の施策を実施しています。

また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるため、2022年に「第10期神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。

県内の容器包装リサイクル法による収集実績



\* 端数処理の関係上、内訳が合計と一致しないことがあります。

▶ 環境教育・学習及び人材の育成の推進等

・ 環境学習教材の活用の推進

次世代を担う若年層に向け、プラスチックごみ問題の理解促進を図ることを目的とした学習教材動画等を発信しています。

主に小学生を対象としており、5部構成の動画と、学校の授業用や自宅学習用のワークシートをホームページ上で公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



## 「かながわプラごみゼロ宣言」について

海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成30年の夏に、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

SDGs未来都市である神奈川県は、同年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期にリサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。



### 「かながわプラごみゼロ宣言」に基づき進めている取組

県は、令和2年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきましたが、令和5年3月、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、新たに「プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。次の3つの重点方策により取組を進めています。

#### 1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出抑制のため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

#### 2 プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

#### 3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止やごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的な環境への排出防止の取組、不法投棄対策を推進する。

また、上記の取組を効果的に推進するための普及啓発も行っています。

#### ・LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

プラごみ削減に関するイベント情報やクイズ、コラム、事業者の取組、クリーン活動の情報などを発信しています。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line\\_kanagawa-gomizero.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html)



・メッセージ動画の配信

「かながわプラごみゼロ宣言」を象徴する動画を配信しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



・さかなクンのギョギョっとびっくり！プラごみゼロ教室 2024

「かながわSDGs スマイル大使」であるさかなクンが、プラスチックごみによる海やお魚への影響についてお話しする講演イベントを開催しました。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/sakanakun\\_digest.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/sakanakun_digest.html)



・県内で開催される各種イベントへの出展

主に環境系のイベントに出展し、かながわプラごみゼロ宣言の取組をPRしています。



## 総合情報の提供について

県の取組やリサイクル関連情報のサイトを県のホームページ内に開設しています。

かながわりサイクル情報

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.htm>



### 提供している主な情報

- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 個別リサイクル法（小型家電、容器包装、自動車、家電、食品など）
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 事業者向け情報（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等、廃棄物自主管理事業、廃棄物再生事業者登録など）
- ・ ワンウェイプラ削減の取組
- ・ リユースショップ認証制度
- ・ リサイクル製品認定制度

## （２）適正処理の推進

### ▶ 廃棄物の適正処理の推進

#### ・ 一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設の整備及び維持運営が円滑かつ適正に実施されるよう、必要な技術的支援や指導を行っています。また、下水道の普及や浄化槽の整備状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を促進しています。

#### ・ ごみ処理広域化

ごみ処理の広域化によって一般廃棄物の減量化・資源化を図ります。県では、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、広域ブロック毎の市町村が策定した「ごみ処理広域化実施計画」の円滑な推進を支援しています。

#### ・ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して法令遵守の徹底や適正処理の指導を行っています。また、電子 manifests の普及促進や、産業廃棄物処理業者認定制度による優良業者の育成を行っています。

また、「神奈川県環境農政局環境部における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要綱」に基づき、立入検査によって処理施設の維持管理状況や廃棄物の保管状況、処理状況等を監視・指導しています。また、二次公害等を発生させないように、排水・排ガス等を定期的に検査しています。

#### 立入検査における監視・指導件数

\* 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

一般廃棄物（市町村等が設置する処理施設）

（単位：件）

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
ごみ焼却施設	12	17	18	21	20
粗大ごみ処理施設等	0	11	7	12	10
し尿処理施設	0	3	2	3	3
最終処分場	10	15	20	28	38
計	22	46	47	64	71

産業廃棄物

区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
排出事業者	452	329	332	295	259
処理業者	205	186	203	220	210
計	657	515	535	515	469

#### ・ PCB廃棄物の確実な処理

特別管理廃棄物に指定されているPCB廃棄物等は、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき円滑な処理を推進し、法令で定められた期限までに処理を完了します。

高濃度PCB廃棄物については、国の関与のもとで中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が広域処理施設を整備しています。本県を含む1都3県は、変圧器・コンデンサー等を東京PCB処理事業所で、安定器・汚染物等を北海道PCB処理事業所で処理しています。

低濃度PCB廃棄物は、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可により設置された処理施設で処理しています。

#### ・ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正な処理法を周知、指導しています。また、医療機関などから発生する感染症伝播のおそれがある廃棄物の適正処理を促進しています。

## かながわ環境整備センター（産業廃棄物最終処分場）について

安全性のモデルとして設置した県立県営の産業廃棄物最終処分場です。  
民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を目的としています。

### 施設概要

所在地	横須賀市芦名3丁目1990番地ほか
形式	管理型最終処分場 (地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)
規模	敷地面積 約15ha (埋立地面積 約5ha) 全体埋立容量 約75万m <sup>3</sup> (廃棄物埋立容量 約54万m <sup>3</sup> )
廃棄物	① 燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの ② 石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ③ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、陶磁器くず及びがれき類(②を除く) ※ 県内事業所から排出された産業廃棄物に限る。 原則、焼却・破碎等の中間処理されたもの。
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等



### ▶ 不法投棄・不適正保管の防止

県民、事業者、市町村、警察等との連携・協力で不法投棄を許さない地域づくりに取り組んでいます。不法投棄の未然防止策を進めるとともに、投棄物の早期撤去と原状回復を促進しています。

#### 未然防止策（不法投棄されにくい環境づくりのための取組）

- ・啓発ステッカーを貼付した民間団体車両による不法投棄防止の呼び掛け
- ・市町村との合同による不法投棄パトロール
- ・不法投棄されやすい場所の監視カメラによる監視
- ・県管理地などの公有地における車両乗入れ規制、看板や防止柵設置
- ・ドローンを活用した河川におけるプラスチックごみ等の発見活動及び不適正保管現場における実態調査

## 原状回復策

不法投棄が確認された段階で調査を実施するなどにより、新たな不法投棄の誘発、不法投棄の常態化・大規模化を防止するよう努め、不法投棄物の撤去を実施しています。

### 不法投棄緊急撤去事業



(撤去前)

(撤去後)

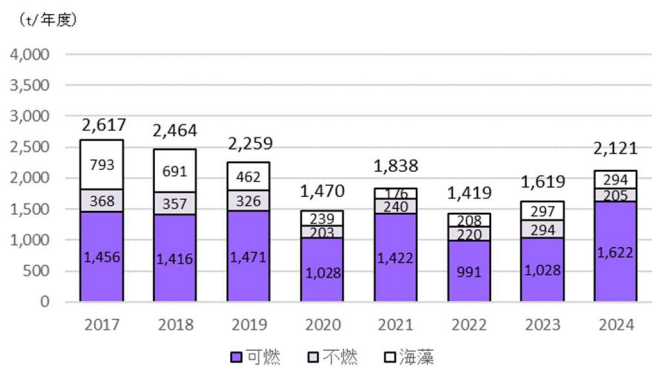
## ▶ 海岸美化等の推進

「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県、沿岸13市町及び（公財）かながわ海岸美化財団等が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進しています。

2024年3月には、法改正や県関連計画の策定などの状況を踏まえ計画改定を行い、内陸部と沿岸域が一体となった発生抑制対策を推進することなどを追加しました。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/kaigan\\_keikaku.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/kaigan_keikaku.html)

### 海岸ごみ回収の実績



## (3) 災害廃棄物対策

大規模災害で発生する災害廃棄物について、一層迅速な処理が進むよう、国や関東周辺の都県、県内市町村、民間事業者団体等と連携・協力を深めながら、広域的な災害廃棄物処理体制の枠組みづくりに取り組んでいます。

### ▶ 「神奈川県災害廃棄物処理計画」の策定等

東日本大震災の発生や2015年の廃棄物処理法の改正を受けて、2017年に策定しました。

「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f537460/index.html>



▶ **県域を越えた協力体制の構築**

環境省と1都9県等で構成する関東ブロック協議会において、県域を越えた災害廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めています。

▶ **市町村に対する技術的支援**

発災時に災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定にあたって、技術的支援を行っています。

▶ **職員の教育訓練**

市町村や関係団体との連携及び災害対応力の向上を図るため、災害廃棄物処理に関する研修、訓練等を行っています。